（拳銃等の検査）

第二十九条　管理責任者は、随時拳銃等の検査を行い、その保管の状況を監督し、損傷その他機能障害の箇所を発見したときは、速やかに修理その他適当な処置を講じなければならない。

様式第２号

試射弾丸及び薬きょう送付書

［　　年　　月　　日］
科学警察研究所長　殿

所轄庁の長　［　　］

送付物件	試射弾丸及び試射薬きょう　　各１個		試射年月日	年　　月　　日		
亡失拳銃	名称	型式	口径	銃身長	番号	亡失弾薬　　発
被貸与者	所属					
	官職　　氏名　　歳					
亡失年月日	［　　年　　月　　日］午　前後　　時　　分頃から　　月　　日午　前後　　時　　分頃までの間					
亡失の場所						
亡失の状況						
備考						

（けん銃等の検査）

第二十九条　管理責任者は、随時けん銃等の検査を行ない、その保管の状況を監督し、損傷その他機能障害の箇所を発見したときは、すみやかに修理その他適当な処置を講じなければならない。

様式第２号

試射弾丸及び薬きょう送付書

［令和　　年　　月　　日］
科学警察研究所長　殿

所轄庁の長　［印］

送付物件	試射弾丸及び試射薬きょう　　各１個		試射年月日	年　　月　　日		
亡失拳銃	名称	型式	口径	銃身長	番号	亡失弾薬　　発
被貸与者	所属					
	官職　　氏名　　歳					
亡失年月日	［令和　　年　　月　　日］午　前後　　時　　分頃から　　月　　日午　前後　　時　　分頃までの間					
亡失の場所						
亡失の状況						
備考						

備考　表中の［　］の記載は注記である。